

- 1 労働行政の推進にあたり「キャバクラ」等について、法令を厳しく指導する分野と位置づけ、集中的な対策を講じてください。
- 2 「キャバクラ」等を対象とし、法令違反をはじめとする権利侵害の実態を把握し、業界全体に対する要請を行ってください。
- 3 「キャバクラ」等を営む事業者がとくに遵守すべき事項をまとめた指針を作成し、周知徹底してください。
- 4 風営法の許可基準に「労働基準法の条項の遵守すること」を盛り込んでください。その上で、営業許可を所管する警察機関との通報制度を設けてください。また悪質な事案に対しては、警察機関と共同して監督指導を行ってください。
- 5 申告の受付に当たっては、過度の証拠の提出を求めるなど消極的な姿勢をあらため、権利侵害を受けている申告者に寄り添った対応を図ってください。

(答)

【1～5について（4の風営法の許可基準を除く。）】

- 1 キャバクラ等の風俗営業を行う事業場に対しては、これまでも申告をはじめ、労働者等からの各種情報に基づき監督指導を実施してきたところですが、今般、これらの事業場で働く労働者の労働条件確保に向けた更なる取組として、昨年12月に、都道府県労働局に対して通達（令和5年12月6日付け基監発1206第1号「風俗営業を行う事業場の労働者の労働条件確保に向けた警察機関との連携について」（別添参照）を発出したところです。

- 2 当該通達においては、警察機関と連携し、
 - ・ 警察機関から寄せられた情報をもとに監督指導等を実施するとともに、必要に応じて警察機関との合同監督・調査を実施
 - ・ 風俗営業の許可業者が風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に基づき受講する管理者講習において、労働基準監督署の職員が労働基準関係法令について説明することとしております。

- 3 これらの取組を通じて、より一層、キャバクラ等の風俗営業を行う事業場で働く労働者の方の労働条件確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。